

由布市告示第16号

令和4年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月17日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和4年2月24日木曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	湊野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

令和4年2月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第5号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 報告第6号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第7号 随時監査の結果に関する報告について
- 日程第13 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算(第9号)」
- 日程第17 議案第1号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第2号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第3号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第4号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第5号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第6号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 議案第7号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 議案第8号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 議案第9号 農業委員会の委員の任命について

- 日程第26 議案第10号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 議案第11号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 議案第12号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第30 議案第14号 由布市子どものいじめの防止に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第15号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第32 議案第16号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第33 議案第17号 由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第34 議案第18号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第20号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第21号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第22号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第39 議案第23号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第40 議案第24号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第41 議案第25号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第42 議案第26号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について
- 日程第43 議案第27号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第28号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第45 議案第29号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第46 議案第30号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第31号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第48 議案第32号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第33号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第50 議案第34号 令和4年度由布市一般会計予算
- 日程第51 議案第35号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第52 議案第36号 令和4年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第53 議案第37号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第54 議案第38号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第55 議案第39号 令和4年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第5号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 報告第6号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第7号 随時監査の結果に関する報告について
- 日程第13 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第9号）」
- 日程第17 議案第1号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第2号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第3号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第4号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第5号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第6号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 議案第7号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 議案第8号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 議案第9号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 議案第10号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 議案第11号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 議案第12号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第30 議案第14号 由布市子どものいじめの防止に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第15号 由布市行政組織条例の一部改正について

- 日程第32 議案第16号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第33 議案第17号 由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第34 議案第18号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第20号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第21号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第38 議案第22号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第39 議案第23号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第40 議案第24号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について
- 日程第41 議案第25号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第42 議案第26号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について
- 日程第43 議案第27号 由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第28号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第45 議案第29号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第46 議案第30号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第31号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第48 議案第32号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第33号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第50 議案第34号 令和4年度由布市一般会計予算
- 日程第51 議案第35号 令和4年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第52 議案第36号 令和4年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第53 議案第37号 令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第54 議案第38号 令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第55 議案第39号 令和4年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（18名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 首藤 善友君 | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 佐藤 孝昭君 | 4 番 高田 龍也君 |
| 5 番 坂本 光広君 | 6 番 吉村 益則君 |
| 7 番 田中 廣幸君 | 8 番 加藤 裕三君 |

9番 平松恵美男君	10番 太田洋一郎君
11番 加藤 幸雄君	12番 甲斐 裕一君
13番 佐藤 郁夫君	14番 湊野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 鷺野 弘一君	18番 長谷川建策君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君	書記 畠中 勇君
書記 生野 洋平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	相馬 尊重君	副市長 .....	小石 英毅君
教育長 .....	加藤 淳一君	総務課長 .....	佐藤 正秋君
財政課長兼契約検査室長 .....			庄 忠義君
総合政策課長兼地方創生推進室長 .....			日野 正美君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 .....			佐藤 俊吾君
建設課長 .....	佐藤 洋君	都市景観推進課長 .....	一法師良市君
農業委員会事務局長 .....	秦 正次郎君	水道課長 .....	大久保 暁君
環境課長 .....	大嶋 陽一君	子育て支援課長 .....	小野嘉代子君
保険課長 .....	佐藤 幸洋君	高齢者支援課長 .....	工藤 由美君
挾間振興局長兼地域振興課長 .....			後藤 和敏君
庄内振興局長兼地域振興課長 .....			花宮 宏城君
湯布院振興局長兼地域振興課長 .....			後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長 .....			衛藤 誠治君
学校教育課長 .....			須藤 礼子君
消防長 .....	佐藤 尚也君	代表監査委員 .....	大塚 裕生君

---

午前10時00分開会

○議長（長谷川建築君） 皆さん、おはようございます。感染予防対策として、全ての方々へマスクの着用をお願いしております。

これより令和4年第1回由布市議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建築君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、坂本光広君、6番、吉村益則君の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建築君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの27日間といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建築君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの27日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建築君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開催前までの分をお手元に資料として配付いたしております。お目通しをいただきたいと思っております。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和4年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には、公私ともに御多忙の中御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、オミクロン株の流行により第6波の感染拡大が続き、1月27日から大分県内全域がまん延防止等重点措置の適用区域となりましたが、2月20日をもって解除となったところでございます。

市民の皆様に対しましては、ビデオメッセージの発信や防災ラジオでの放送などにより、基本的な感染対策の徹底について改めてお願いをしたことに加え、ワクチンの追加接種につきまして

も、国の示す方針に従いながら順次進めているところでございます。ウイズコロナも3年目を迎えることとなり、一進一退の状況は当面続いていくものと想定されますが、引き続き県や関係機関との連携を図りながら、感染拡大の防止と同時に地域経済の活性化についても取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今回提案することにしております報告8件、諮問2件、承認1件、議案38件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

そして、本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願い申し上げます次第ですけれども、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

まず、12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団挾間方面隊を訪問し、団員の皆様へ夜警活動に対するお礼を申し上げたところです。由布市消防団の皆様には、日頃より昼夜を問わず消防・防災活動に御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして心から感謝の意を表する次第でございます。

続きまして、行政報告には記載をしておりますが、令和4年1月22日、日向灘を震源とする地震が同日未明に発生をし、由布市においても震度5弱を観測いたしました。地震発生後、直ちに関係各課の職員が参集し、災害対策警戒本部を設置した上で、情報収集などの対応を図ったところでございます。

続きまして、2月7日には、株式会社デンケン様とネーミングライツ事業契約書調印式を執り行いました。令和4年度から令和6年度までの3年間、はさま未来館文化ホールの愛称を「はさま未来館DENKENホール」とすることにより、命名権料として年間50万円の収入が見込めることとなりました。

ここ数年、民間企業や団体との各種協定を積極的に締結いたしておりますが、今回も3件の協定を締結いたしましたので御報告いたします。

まず、1月17日には、地方創生並びに地域防災力の向上を目的とした株式会社一条工務店、一般社団法人日本モバイル建築協会との包括連携を締結いたしました。

また、1月24日には、地域経済活性化などを目的とした日本郵便株式会社との包括連携協定を締結し、さらに2月15日には、イオン九州株式会社との災害時における生活必需物資供給確保等について協定を締結いたしましたところです。

今後は、各協定内容に基づき、締結させていただいた企業・団体の皆さんと連携を図りながら市民サービス全般の向上に向け、取り組んでまいり所存でございます。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。

以上、報告いたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、地方自治法第125条の規定により、令和3年第4回定例会にて趣旨採択されました陳情の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和3年第4回定例会におきまして、御審議をいただきました陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

陳情受理番号2、件名、湯布院地域のユーバスを、ノルクで導入済みの事業者協力型自家用有償運送に変更し、実際にかかる費用で委託する実験運航に1日も早く着手してください。についてでございますが、自家用有償旅客運送については、地域における輸送サービス——バスやタクシー等でございますが——の提供が困難な場合に活用できる輸送手段であり、既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があることから、直ちに事業実施は難しいと思慮しております。

しかし、本案件が趣旨採択されたことについては、今後開催される市民交通対策検討委員会並びに地域公共交通会議へ報告するとともに、自家用有償旅客運送を含めた新たな交通モード等、地域の実情に合った運行形態を協議・検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 陳情の処理経過と結果報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田洋一郎君） 皆様、おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

令和4年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会についての報告でございます。

会議名、令和4年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。日時、令和4年2月14日月曜午後1時30分より。会期、1日間。場所、大分市、大分県医師会館6階会議室。出席状況、出席25名、1名欠席でございました。

議事日程、議案第1号、令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。予算の総額を8億9,460万円にするもの。その主な内容は、歳入は分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を7億6,113万円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億3,326万8,000円計上するもの。歳出では、総務費に2億4,267万9,000円、民生費に特別会計事務費繰出金として6億4,588万1,000円計上するもの。賛成多数で決定いたしました。

議案第2号、令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。予算の総額を2,013億5,300万円にするもの。その主な内容は、歳入では市町村支出金を328億6,296万7,000円、国庫支出金を690億7,028万9,000円、県支出金を170億1,138万2,000円、支払基金交付金を785億349万9,000円計上するもの。歳出では、保険給

付費の療養諸費に1,890億7,215万6,000円、高額療養諸費に92億5,540万1,000円、その他医療給付費に2億3,686万1,000円計上するもの。賛成多数で決定いたしました。

議案第3号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項及び第3項の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めること及び後期高齢者医療保険料賦課限度額の見直しを定めた政令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。その主な内容は、令和4年度及び令和5年度の保険料の所得割率を100分の9.06から100分の10.32に、均等割額を4万7,000円から5万3,600円に、保険料の賦課限度額を64万円から66万円に引き上げるもの。これも賛成多数で決定いたしました。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和4年第1回由布市議会定例会の開会に当たり、議会の御審議をお願いするに先立ちまして、私の市政運営に臨む上での方針を述べさせていただき、市民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和4年度は、私にとりまして2期目の本格的スタートの年となります。これまで公平・公正を市政の基本に据え、私が掲げました「5つの想いと市民との7つの約束」を全力で取り組んでまいりましたが、さらなる前進を図るため、令和4年度に向けて基本的な考え方や取り組む事業などについて述べさせていただきます。

さきの定例会での所信表明でも申し上げましたが、まずは令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を優先して取り組んでまいります。

特に、災害復旧事業につきましては、令和4年度が最終年となりますので、年度内の事業完了に向けて全力で取組を強化してまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症対策にも引き続き取り組み、市民の皆様の安全・安心な暮らしの確保と、災害・コロナ禍で深刻な影響を受けている観光産業を中心とした地域経済の回復にも同時に取り組んでまいります。

特に、ウイズコロナ時代を見据え、地域経済の活性化に向け、切れ目のない必要な施策を実施してまいります。

以上、2つの大きな課題を最優先としながらも、私の掲げた「5つの想いと市民との7つの約束」を誠意を持って取り組んでまいりたいと考えております。

まず、初めに「安全・安心で快適なまちづくり」についてですが、市民の皆様が平穏で幸せな生活を送れるため、引き続き新型コロナウイルス感染症対策や市民の防災意識の高揚、自主防災組織や防災士の育成を図りながら、自助、共助、公助、それぞれを大切にしながら取り組んでまいります。

そして、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対して、体制の強化を図るため、防災安全課を新たに防災危機管理課として、防災危機管理に特化した組織へ再編成をいたします。

このことで、地域防災力の強化を図るとともに、新たな防災行政情報告知システムの構築や国土強靱化地域計画に基づいた様々な取組を推進することで、より強靱で安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

また、道路をはじめとする都市基盤、良好な住環境、情報通信などの生活基盤を計画的に整備するとともに、少子高齢化に対応した公共交通網の整備に取り組み、由布市に住み、働くことに魅力を感じるまちづくりに取り組んでまいります。

特に、これからも住み慣れた地域で暮らし続けるために、交通弱者に寄り添いながら社会環境の変化に即した持続可能な公共交通の在り方を念頭に、利用しやすい公共交通網の充実を進めてまいります。

次に、「人を育むまちづくり」についてですが、由布市の次の時代を担う子どもたちが、変化する未知の時代をたくましく心豊かに生きていく力を身につけていけるような取組を推進してまいりたいと考えております。

子育て応援日本一を目指し、切れ目のないケアを行う子育て環境の整備などにより、子どもを産み育てやすい環境の整備を図り、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指してまいります。

そのために、保育所待機児童ゼロに努めるとともに、高校生までの医療費無償化制度を継続してまいります。

また、保育所・幼稚園への入所・入園手続の窓口の一元化を図り、市民の利便性の向上を図ってまいります。

これからも、子育て世代を支援しながら、家庭・地域・学校・企業・行政がそれぞれの役割を果たし連携した中で妊娠・出産・子育てに関する切れ目のないサービスを提供していくことで、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

さらには、子どもたちが人間性豊かで自立した人として成長できるよう、ICTを活用した教育環境の整備をはじめ、由布学チャンネルの配信、学校子ども支援センターの強化、語学検定の助成、教員の増員などにより、幼・小・中・高の連携を図り、基礎学力の向上やいじめ・不登校

に親身に対応できる仕組みづくりを行ってまいります。

また、生きる力を育むため、未就学時から発達段階に合わせた教育環境を整備し、地域に貢献できる人材育成を目指してまいります。

次に、「医療・福祉のまちづくり」についてですが、急速な高齢化社会の進展にあって、医療・介護・福祉・地域支援などの連携は必須であります。住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、総合的な支援の推進を図ってまいります。

具体的には、少子高齢化に起因する様々な課題への対処には、様々な支援が必要となることから、安心して生活を送ることができる地域の仕組みづくりとして由布市型地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

また、市民皆様からの相談を包括的に受け止め、支援できるよう、令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してまいります。

次に、健康マイレージ事業や高齢者のお茶の間サロン事業などを通じて、健康寿命の延伸を目指すとともに医療費の抑制を図るなど、健康立市の取組を引き続き深化させてまいります。

具体的には、75歳以上の高齢者を対象とした個別支援や通いの場への積極的な関与を一体的に実施する、介護の地域支援事業・国保の健康事業を一体的に取り組むことで、さらなる健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、「産業振興のまちづくり」についてですが、ウイズコロナ社会における魅力ある由布市観光の創造や、特産品の生産・販売力の向上、農業・商業・観光業といった産業間の連携など、由布市の地域経済活性化につながる独自性・創造性を兼ねた事業に取り組み、地域創生を前進させてまいります。

由布市で頑張っている地場企業の活躍は、由布市の発展に欠かせません。今後も異業種交流会の開催等を通じて、人材確保や情報共有を図り、頑張る地場中小企業を応援してまいりたいと考えております。そして、地場中小企業の存在感を高め、商店街の魅力向上によるにぎわいを創出し、地域の強みを生かした取組の中で競争力強化を図り、地域活力の向上を目指してまいります。

また、由布市の観光力を1日でも早く回復させるため、由布市観光情報発信拠点施設ツーリストインフォメーションセンターを中核に据え、復興と前進に取り組んでまいります。そして、由布市を訪れる方々に安らぎや癒やしを感じていただき、「由布市に来てよかった」「また由布市に行きたい」と思っただけのような施策をさらに広げ、競争力の高い魅力ある滞在型・循環型保養温泉地を目指してまいります。

農業につきましては、高齢化による農業従事者の減少や耕作放棄地の増加など、取り巻く情勢は厳しさを増しております。今後は、地域を牽引する新たな担い手の確保や集落営農法人の育成

を進めてまいるとともに、地域資源の活用、イチゴ・梨・白ネギなどの産地づくり、畜産経営の持続的発展に向けた生産基盤の強化などを推進し、安定した農畜産業経営の実現を目指してまいります。

特に、令和4年度、鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会に由布市からも優秀な「おおいた和牛」を送り出すため、畜産経営者への支援を行い、由布市のブランド化を推進してまいります。

また、一般社団法人ユフイズムが取り組んでいる農業振興の活動を引き続きサポートし、農家民泊や特産品の開発・ブランド化など、農村に新たな価値を生み出す活動を支援してまいります。

最後に、「未来へ持続可能な行政運営」についてですが、まちづくりの主人公は市民であるとの理念の下、市民皆様の思いを尊重し、協働によるまちづくり、地区のコミュニティ組織の支援強化に取り組んでまいります。

今後も、モデル地区の大津留まちづくり協議会を基本として、高齢化・過疎化が進行する地区のコミュニティを維持するために、小学校区単位での新たなまちづくり協議会の設立に取り組んでまいります。

また、コロナ禍社会の中にあって地方の魅力が見直され、地方回帰の機運が高まっている機会を捉え、地域資源を生かしたサテライトオフィスの活用や、さらなる移住・定住に向けた施策の充実を図り、新たな人の流れをつくる取組も推進してまいります。

さらに、行政手続のオンライン化や情報システムの最適化など、AIやRPAなどのデジタル技術の積極的な導入・活用により、質の高い市民サービスの提供と行政事務の効率化に向けて自治体DXを推進してまいります。

また、今後も持続可能な行財政運営を行う上で、自主財源比率の向上が求められます。昨年、由布市新たな財源検討委員会の報告並びに第4次由布市行財政改革推進計画を踏まえ、自主財源確保に向けた具体的な実行計画である由布市財源確保実行計画を策定いたしました。

令和4年度より、この実行計画を実現するため、ふるさと納税の推進や計画の進捗管理などを行う新たな部署として財源改革推進課を新設し、自主財源確保の強化に取り組んでまいります。

また、徴収率の向上を図るため、税と料の一元管理を行う収納対策推進室を税務課内に設置し、さらなる徴収率向上を目指してまいります。

これからも、山積する諸課題について、スピード感を持って取り組むとともに、市民の皆様からの信頼をより一層高めるため、公正・公平を基本に透明性の高い市政運営を目指し、新たな情報発信にも取り組み、行政と市民の皆様との距離感を縮め、互いに協力しながらまちづくりを行う仕組みづくりを目指してまいります。

市長として、その職責の重さを痛感するとともに、何よりも市民生活を最優先に「地域自治を

大切にしたい住みよさ日本一のまち由布市」の実現に向け、全力で市政運営に取り組んでまいり覚悟でございます。

市民の皆様並びに議員の皆様におかれましては、以前にも増して御支援・御協力、そして御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます、令和4年度に向けての施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の施政方針が終わりました。

---

#### 日程第5. 陳情について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第5、陳情についてを議題とします。

議会事務局長に陳情の説明の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚量治君） 事務局長です。それでは、配付の陳情文書表により朗読をいたします。朗読に際しましては、陳情者の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号3、件名、陳情書、放課後児童クラブについてです。陳情者、挟間校区困っている子育てパパ・ママの会、代表、安部尚武。

次に、受理番号1、件名、子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求める陳情。陳情者、子どもたちへの新型コロナワクチン接種を考える有志、代表、河野麻美。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第6. 報告第1号

#### 日程第7. 報告第2号

#### 日程第8. 報告第3号

#### 日程第9. 報告第4号

#### 日程第10. 報告第5号

#### 日程第11. 報告第6号

#### 日程第12. 報告第7号

#### 日程第13. 報告第8号

#### 日程第14. 諮問第1号

#### 日程第15. 諮問第2号

#### 日程第16. 承認第1号

日程第 1 7. 議案第 1 号  
日程第 1 8. 議案第 2 号  
日程第 1 9. 議案第 3 号  
日程第 2 0. 議案第 4 号  
日程第 2 1. 議案第 5 号  
日程第 2 2. 議案第 6 号  
日程第 2 3. 議案第 7 号  
日程第 2 4. 議案第 8 号  
日程第 2 5. 議案第 9 号  
日程第 2 6. 議案第 1 0 号  
日程第 2 7. 議案第 1 1 号  
日程第 2 8. 議案第 1 2 号  
日程第 3 0. 議案第 1 4 号  
日程第 3 1. 議案第 1 5 号  
日程第 3 2. 議案第 1 6 号  
日程第 3 3. 議案第 1 7 号  
日程第 3 4. 議案第 1 8 号  
日程第 3 5. 議案第 1 9 号  
日程第 3 6. 議案第 2 0 号  
日程第 3 7. 議案第 2 1 号  
日程第 3 8. 議案第 2 2 号  
日程第 3 9. 議案第 2 3 号  
日程第 4 0. 議案第 2 4 号  
日程第 4 1. 議案第 2 5 号  
日程第 4 2. 議案第 2 6 号  
日程第 4 3. 議案第 2 7 号  
日程第 4 4. 議案第 2 8 号  
日程第 4 5. 議案第 2 9 号  
日程第 4 6. 議案第 3 0 号  
日程第 4 7. 議案第 3 1 号  
日程第 4 8. 議案第 3 2 号  
日程第 4 9. 議案第 3 3 号

日程第50. 議案第34号

日程第51. 議案第35号

日程第52. 議案第36号

日程第53. 議案第37号

日程第54. 議案第38号

日程第55. 議案第39号

○議長（長谷川建築君） 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第1号から、日程第13、報告第8号までの報告8件、日程第14、諮問第1号及び日程第15、諮問第2号の諮問2件、日程第16、承認第1号の承認1件及び日程第17、議案第1号から日程第55、議案第39号までの議案38件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いしています案件は、報告8件、諮問2件、承認1件、議案38件でございます。

初めに、報告第1号から報告第4号までの専決処分の報告については、いずれも市道等の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号、例月出納検査の結果に関する報告について、報告第6号、定期監査の結果に関する報告について並びに報告第7号、随時監査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、報告第8号、専決処分の報告については、消防出張所敷地内において消防車両を移動させ、駐車していた自家用車に接触させた事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、諮問第1号、諮問第2号の人権擁護委員の推薦については、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員をお願いしております後藤悟氏、丸野陽子氏が、令和4年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、諮問第1号で後藤悟氏を、諮問第2号で丸野陽子氏を、それぞれ引き続き人権擁護委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、承認第1号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を

求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ2億9,409万3,000円を追加し、予算総額を234億4,739万9,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、補正予算（第8号）で計上いたしました18歳までの子どもがいる世帯へ支給する子育て臨時特別支援給付金につきまして、現金給付の額を児童1人につき5万円から10万円に変更することに伴うもので、緊急を要しましたことから地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月15日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第1号から議案第11号までの農業委員会の委員の任命については、農業委員会の委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第12号、旧慣による公有財産の使用権の廃止については、令和2年7月豪雨により被災した花合野川の砂防災害復旧工事に伴い、湯布院町下湯平の市有地を河川管理者であります大分県へ河川用地として売却するため、入会権の一部廃止に関し、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号、由布市子どものいじめの防止に関する条例の制定については、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法の規定に基づく附属機関を設置することによるものでございます。

次に、議案第15号、由布市行政組織条例の一部改正については、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対して体制の強化を図るため、防災安全課を新たに防災危機管理課として、防災危機管理に特化した組織再編を行うこと並びに持続可能な行財政運営を行う上で、自主財源確保に向けた新たな課として財源改革推進課の設置を行うことによるものでございます。

次に、議案第16号、由布市個人情報保護条例の一部改正については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によって、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、法を引用している部分について改正を行うものでございます。

次に、議案第17号、由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、由布市固定資産評価審査委員会の内部手続において、押印の義務づけを廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、市の現下の財政状況を鑑み、市長等三役の給料を本年4月から翌年3月まで、1年間3%減額するものでございます。

次に、議案第19号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に準じて期末手当の支給割合を改定することのほか、他の自治体に準じて通勤手当の支給限度額を条

例で定め、他の運用を規則に委任することによるものでございます。

次に、議案第20号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第18号と同様の理由により、職員につきましても本年4月から翌年3月までの1年間、給料月額について7級在職者は2%、6級以下在職者は1%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第21号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、近年頻発する災害等の作業に従事することによる、災害応急手当等の特殊勤務手当を大分県並びに他の自治体に準じて見直すことによるものでございます。

次に、議案第22号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正については、地方自治法の規定に基づいて認可を受けた地縁による団体に係る証明書の証明手数料及び地番図の写し等の交付手数料を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第23号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第24号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、待機児童解消のための放課後児童健全育成事業所を湯布院地域及び挾間地域に新規開設することにより、みなし支援員の適用期間を令和5年3月31日から令和7年3月31日まで延長することによるものでございます。

次に、議案第25号、由布市都市公園条例の一部改正については、都市計画法に定める開発行為により設置された公園については、市町村に帰属することから都市公園として管理する必要が生じたため、今回、都市公園条例に追加するものでございます。

次に、議案第26号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の士気高揚と他の自治体との均衡を図るため、消防団員の報酬等の改正を行うものでございます。

次に、議案第27号、由布市狭霧台園地の指定管理者の指定については、指定管理期間が令和4年3月末をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て指定管理者候補者として由布岳南山麓景観保全機構が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第28号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,916万7,000円を追加し、予算総額を236億4,656万6,000円をお願いするものでございます。

歳入では、国から配分のありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部をはじめ、事業に伴う国・県支出金や地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、事業費の確定などに伴う減額のほか、主な事業として保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症緊急対策融資の特別利子補給に係る基金の積立て、住基情報システムの改修委託料、障害福祉サービス費負担金、有害鳥獣捕獲事業補助金、住民税非課税世帯への給付金の追加などを計上いたしております。

繰越明許費補正につきましては、湯布院複合施設整備事業など追加23件、変更2件、債務負担行為補正として1件の変更をお願いをしております。

地方債は、臨時財政対策債など、変更7件の補正となっております。

次に、議案第29号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,944万5,000円を追加し、予算総額を40億8,037万3,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入の国・県支出金を増額し、歳出では保険給付費及び基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第30号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算にそれぞれ2,925万6,000円を追加し、予算総額を42億2,945万5,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、歳入の保険料・国庫支出金・支払基金交付金を増額し、県支出金・繰入金を減額し、歳出では、保険給付費・基金積立金を増額し、総務費・地域支援事業費を減額するものでございます。

次に、議案第31号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算からそれぞれ54万円を減額し、予算総額を4億6,798万5,000円にお願いするものでございます。

内容といたしましては、歳入では諸収入を、歳出では諸支出金をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第32号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入予算に分担金及び負担金を増額し、繰入金を減額、歳入歳出予算総額を同額の8,971万7,000円とするものでございます。

次に、議案第33号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的予算では収益的収入及び収益的支出を、資本的予算では資本的収入及び支出を、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第34号、令和4年度由布市一般会計予算については、総額208億5,580万9,000円で、前年度当初と比較しまして、1,427万7,000円の減額、率にして0.1%の減となっております。

予算規模といたしましては、災害復旧費を除く比較で、前年度と比べ2.6%の増となり、令和3年度に匹敵する200億円台となる積極予算を編成したところでございます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、歳入・歳出ともに通年予算として編成をし、まちづくりの目標である「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち・由布市」の実現に向けた足取りをさらに力強く、確実なものにするため、第2次由布市総合計画重点戦略プランや第2期由布市総合戦略に掲げる施策の着実な推進と、引き続き、災害からの力強い復旧復興の歩みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症を機に、新たに顕在化した課題や社会の流れに、機動的かつ柔軟に対応する施策を積極的に展開していくことを基本方針としたところでございます。

また、この基本方針を踏まえ、2期目の市政を担うに当たり、市民の皆さんにお示しした“5つの想い”を形にするため、市民の安全・安心対策や産業の振興、また新たな人の流れの仕組みづくりや自治体DXの推進など、魅力ある由布市の創造に向けた施策を成長戦略特別枠として位置づけ、重点配分を行ったところでございます。

主な予算の内容といたしましては、歳入においては、市税で、市民税を中心に新型コロナウイルス感染拡大の影響は残るものの、前年度と比較して6.1%の増、地方交付税は、地方財政対策で示された伸び率等を勘案して、4億4,700万円ほど増額を見込んでおります。

寄附金につきましては、みらいふるさと寄附金を、前年度と同額となる3億円を見込んでおります。

歳出におきましては、最優先課題である、公共土木施設や農業用施設等の災害復旧事業に9億8,300万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に8,600万円を計上しているのははじめ、年明けからの感染拡大の影響を受け、売上げが減少している市内事業者への支援一時金として9,000万円、また近年、激甚化する自然災害に対する防災情報の多重化に向けた、防災行政情報告知システム整備事業に2億3,900万円、快適な生活環境に向けた、し尿処理施設整備事業に7億7,900万円、このほか、市道向原別府線の改良など単独の道路整備事業に2億2,400万円、モバイル建築設置に伴う工事負担金1,500万円、挾間小学校増築に伴う用地測量及び基本設計に650万円、公共施設の改修・解体に1億3,800万円などを計上いたしております。

また、成長戦略特別枠には、市民の安全・安心対策として、災害対策本部室整備事業として510万円、自主防災組織活動交付金160万円、産業の振興及び地方創生の加速として、5,000人ゆふ泊キャンペーン事業に5,400万円、イチゴやネギなどの園芸産地確立に向けた、農業団地や栽培施設の整備事業などに1億1,000万円、サテライトオフィス利活用推進事業に400万円、次世代・子育て世代への支援として、GIGAスクール構想の一環となるタブレット端末を活用した個別最適な学習の推進に向けたAIドリルの導入などに380万円、情

報発信力推進や英語検定・資格検定の補助に340万円、小中学校のトイレ洋式化事業に2,300万円、健やかな“こころ”と“からだ”を育む事業として、重層的支援体制整備事業に1,000万円、高齢者保健・介護予防等の一体的事業に960万円、新たな人の流れ・デジタル市役所の推進として、移住・定住支援や空き家バンク利活用補助に3,200万円、ペーパーレス会議システムの導入や行政手続のオンライン化など、行政IT化事業に7,800万円、マイナンバーカードを活用した住民票のコンビニ交付事業に3,300万円など、合わせて30事業に5億円を計上したところです。

地方財政をめぐる情勢は厳しいものがありますが、今後も、まちづくりの基本理念である連携と協働、創造と循環を念頭に、予断を許さない新型コロナウイルス感染症への適切な対応を図りながら、市民の皆様が希望に満ちた由布市づくりに向けて、市民生活優先の施策を力強く進めてまいりたいと考えております。

次に、議案第35号、令和4年度由布市国民健康保険特別会計予算については、予算総額を40億7,348万2,000円とするもので、前年度当初と比較しまして、2億8,632万8,000円の増額で、率にして7.6%の増となっております。

主な要因といたしましては、歳入では、保険税、県支出金及び繰入金の増額、歳出では、保険給付費及び国保事業費納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第36号、令和4年度由布市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を43億1,777万9,000円で、前年度当初と比較しまして、1億9,454万2,000円の増額となっております。主に保険給付費の増額によるものでございます。

次に、議案第37号、令和4年度由布市後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を5億339万9,000円で、前年度当初と比較しまして、3,385万6,000円の増額で、率にして7.2%の増となっております。

要因といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金の増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第38号、令和4年度由布市農業集落排水事業特別会計予算については、予算総額を8,730万4,000円で、前年度当初予算と比較しまして、23万5,000円の増額となっております。

主な増額理由といたしましては、歳出において修繕費を増額したことによるもので、それに伴い、歳入においては基金繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第39号、令和4年度由布市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として給水戸数1万2,621戸、年間総給水量373万9,336立方メートル、1日平均給水量1万245立方メートルといたしております。

主な建設改良事業として、配水管等新設・改良工事で、2億5,699万8,000円、施設の新設・更新工事、1億6,405万9,000円としております。

収益的予算では、収益的収入を8億8,407万9,000円、収益的支出を8億1,226万7,000円とするものでございます。

資本的予算では、資本的収入を4億1,188万3,000円、資本的支出を7億3,717万1,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額、3億2,528万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました報告、承認及び議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第5号から報告第7号まで続けて報告を求めます。

大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第5号について御報告申し上げます。

報告第5号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和3年9月分、10月分、11月分及び12月分の例月出納検査をそれぞれ11月25日、12月24日及び1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金の在 high と出納状況です。現金の in high、出納関係諸帳票の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第6号について御報告いたします。

報告第6号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度の由布市の財政に関する事務及び執行状況及び経営に係る事業の執行について、令和4年1月13日から24日まで監査を実施いたしました。

本監査については、各課から提出された資料により、所属長及び担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認をいたしました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務及び事業は、おおむね適正に管理されていると認められました。

ただし、以下の5点の項目につきまして、改善・検討を求めています。概要を申し上げますと、まず1点目が自主財源のさらなる確保に関する事、第2点目が資産の有効活用に関する事、3点目が水道事業の経営改善に関する事、4点目が宅地開発の増加に伴う懸念に関する事、5点目が補助事業の十分な精査に関する事でございます。

監査の意見といたしましては、一昨年からの新型コロナウイルスの感染症の影響を大きく受ける中で、引き続き自主財源の確保対策や歳出の節減、予算の有効活用に取り組んでいただきたいこと、そして、豪雨災害やコロナ対策の突発的な事案に対する職員に過度の負担がかかる傾向が見受けられることから、適切な労務管理などの配慮をお願い申し上げたところでございます。

続きまして、報告第7号について御報告いたします。

報告第7号、随時監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、随時監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第199条第5項の規定により、由布市の公共施設の管理運営状況について、令和4年1月27日に監査を実施いたしました。

今回の監査では、主に遊休施設の現地確認を行い、施設の今後の利活用の方針や問題点、課題解決に向けた進捗状況などについて聞き取りを行いました。

その結果、前回監査を実施した平成28年以降、由布市公共施設個別管理計画が制定されるとともに、財産管理検討委員会において未利用財産の利活用に係る今後の方針が協議、決定され、手続が進められているなど一定の前進が認められました。

しかしながら、予算の都合やコロナ禍の影響により長期間閉鎖されたままで、維持管理費のみが発生し、老朽化が進む施設なども見受けられたことから、所属課に対し今後の活用や処分に取り組むとともに、施設の安全な管理をお願いいたしました。

最後になりますが、令和2年7月の豪雨災害からの復旧・復興業務、また、日々状況が変化する新型コロナウイルスの感染症対策など、対応に当たられる職員や関係者の方々への御尽力に深

く敬意を表するとともに、市民生活が早く元どおりになるよう、全庁一体となって引き続き対応に当たっていただきたいと思います。

財政が逼迫する状況は今後も続くと思われまます。関係部署で連携を取りながら、計画的かつ効率的な市政運営を行い、住民サービス向上につながるよう期待しております。

また、次世代に大きな負担を残さないよう、公共施設の最適化を図り、安心・安全な公共施設の整備や維持管理に取り組んでいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 監査委員からの報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時15分です。

午前11時08分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、報告第1号から報告第4号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。

それでは、詳細説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

専決処分書となっております。令和3年12月16日、専決処分を行っております。次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和3年11月7日午後5時30分頃、由布市挾間町高崎857番地2先の市道高崎高速側道線において、甲の管理する市道側溝に設置していた側溝蓋が外れており、乙の所有する自動車が通行する際に当該側溝にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対し、過失割合50%に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額4万5,752円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の損害状況を示す写真等を掲載しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同

条第2項の規定により報告する。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

専決処分書でございます。令和3年12月20日、専決処分を行っております。次ページには、和解内容及び損害賠償額の額を記載しているところでございます。

事故概要といたしましては、令和3年10月8日午前10時頃、由布市湯布院町中川714番地1先の市道下湯平中川線において、乙の所有する自動車が走行中に対向車を避けようとした際、市道脇の段差にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、甲は乙に対して、過失割合30%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額5,148円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の写真を掲載しております。

次に、報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

専決処分書でございます。令和4年2月7日、専決処分を行っているところでございます。次ページには、和解内容、損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和4年1月17日午後8時40分頃、由布市庄内町大龍1255番地4先の市道内川野畑線及び市道西鶴山鶴線の交差点において、甲が管理する市道横断側溝に設置していた側溝蓋が落ち込んでおり、乙の所有する自動車が通行する際に当該横断側溝にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、甲は乙に対して、過失割合50%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額1万8,150円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の写真を掲載しているところでございます。

次に、報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

専決処分書となっております。令和4年1月27日、専決処分を行っているところでございます。次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和3年11月6日午後6時頃、由布市湯布院町川北899番121地先において、また、同月7日午前11時頃、由布市湯布院町川北1360番6地先において、甲の管理する同じ路線内の法定外公共物の道路上——里道でございますが——丙の所有す

るマンホールが設置されていたところ、路面とマンホールの上に段差が生じていたため、乙の車両が走行中に当該マンホールと車両前方のスポイラーが接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしまして、甲及び丙は、乙に対して、それぞれ過失割合3分の1に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額2万2,300円を支払うものでございます。

次のページには、同じく事故現場、道路、マンホール等の写真を掲載しているところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第8号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。報告第8号について詳細説明いたします。

報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

専決処分書でございます。令和4年2月7日付で専決処分を行っております。次ページには、和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故の概要ですが、令和4年1月21日午後6時30分頃、由布市湯布院町川上3066番地1、由布市消防署湯布院出張所敷地内駐車場において、甲の連絡車を帰所後通常停車位置に後退させていた際に、右側後方に駐車していた乙の車両の確認を怠り、連絡車右後方部が乙の車両後部に接触し、損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対し、過失割合100%分に当たる本件交通事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を14万8,379円と定めたものでございます。

巻末に事故の損害状況の写真を掲載しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。承認第1号について、詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度由布市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求

める。令和4年2月24日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和3年12月15日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和3年度由布市一般会計補正予算（第9号）。令和3年度由布市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,409万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億4,739万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月15日専決、由布市長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をいたしております。

3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3款2項1目児童福祉総務費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（子育て臨時特別支援給付金）は、補正予算（第8号）で児童手当における所得限度額未満の方で18歳までの子どもがいる世帯へ給付金を支給をする経済的支援策として、先行して児童1人につき5万円の現金給付に係る経費を計上いたしておりましたけれども、全額現金給付とする方針に変更したことから、児童1人につき10万円の現金給付に係る組替え及びそれに伴う事務費を計上しており、財源は全額国庫補助金を充当いたしております。

以上でございます。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第1号から議案第11号まで、続けて詳細説明を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秦 正次郎君） 農業委員会事務局長でございます。

議案の詳細説明をいたします。

議案第1号から議案第11号については、農業委員会の委員の任命について、農業委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となり、議会の任命及び再任命の同意を求めるものです。

議案第1号から議案第11号までは関連同意なので、議案第1号を上程後に、議案第2号から住所氏名での議案上程とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議案第1号、農業委員会の委員の任命について。下記の者を農業委員会の委員に任命したいの

で、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、大分県由布市湯布院町塚原

氏名、縣次男（満74歳）

令和4年2月24日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、農業委員会委員の任期が令和4年3月31日で満了となり、農業委員会に再び任命したいことによります。

続きまして、議案第2号、由布市湯布院町下湯平、秋吉一郎、新規でございます。

議案第3号、由布市庄内町西、麻生秀昭、再任でございます。

議案第4号、由布市湯布院町川西、江藤国子、再任でございます。

議案第5号、由布市挾間町下市、大津雄司、新規でございます。

議案第6号、由布市挾間町内成、大野重利、再任でございます。

議案第7号、由布市庄内町北大津留、坂本成一、再任でございます。

議案第8号、由布市挾間町筒口、佐藤一富、再任でございます。

議案第9号、由布市庄内町阿蘇野、二宮寿徳、新規でございます。

議案第10号、由布市庄内町柿原、橋本早人、新規でございます。

議案第11号、由布市湯布院町川北、高田英、再任でございます。

裏面に各自の履歴書を載せてます。御一読いただきたいと思っております。

以上で、議案第1号から11号の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第12号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第12号について、詳細説明をいたします。

議案第12号、旧慣による公有財産の使用権の廃止について。

旧慣による公有財産の使用権及びその他一切の旧来の慣行の廃止について、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年2月24日提出、由布市長。

公有財産の所在は、由布市湯布院町下湯平字アラコ953番の一部。地目は、山林。面積は、4万9,735平方メートルのうち、1,178.33平方メートルでございます。

本議案は、令和2年7月豪雨により被災をした花合野川について、大分県が砂防災害復旧関連工事を実施するに当たり、隣接する入会権が設定をされている市有地を河川用地とすることから、河川管理者であります大分県に市有地を売却するため、入会権の一部廃止に関し議会の議決を求めるものでございます。

裏面以降には、位置図、用地実測図、そして入会権者であります畑縁故組合の同意書の写しを添付をいたしております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第14号について、詳細説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（須藤 礼子君） 学校教育課長です。議案第14号について、詳細説明をいたします。

由布市子どものいじめの防止に関する条例の制定についてですが、いじめ防止対策推進法第30条の規定に「地方公共団体が設置する学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長に報告しなければならない」、同第2項に「報告を受けた地方公共団体の長は、重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属の機関を設けて調査を行う等の方法により、教育機関の附属機関による調査の結果について調査を行うことができる」とされています。

このたび、この規定に基づき市長の附属機関として、由布市いじめ問題調査委員会を設置するに当たり、条例として制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第15号から議案第22号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長です。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案第15号、由布市行政組織条例の一部改正について。

由布市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正においては、近年、激甚化、頻発化する自然災害に対して体制の強化を図るため、防災安全課を新たに防災危機管理課として、防災危機管理に特化した組織として再編を行うこと。また、持続可能な行財政運営を行う上で、自主財源の確保に向けた具体的実行計画である由布市財源確保実行計画を令和4年度より具現化するため、ふるさと納税の推進や実行計画の進捗管理等を行う新たな部署として財源改革推進課を新設し、自主財源の確保の強化を図るため組織再編を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第1条では、変更並びに新設する課名を記載しております。

第2条では、組織再編に伴う課の分掌事務について見直しを行っているところでございます。

御一読をいただきたいと思っております。

次に、議案第16号、由布市個人情報保護条例の一部改正について。

由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提

出、由布市長。

本条例の一部改正においては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止をされたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次ページの新旧対照表には、引用する法律名等の改正を行っております。御参照いただきたいと思います。

次に、議案第17号、由布市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

由布市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正においては、固定資産評価審査委員会の内部手続において、第7条から第10条において、押印の義務づけを廃止するものでございます。

次に、議案第18号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正においては、市の財政状況を鑑み、市長等の給料を減額するものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

期間として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、三役の給与を3%減額するものでございます。

続きまして、議案第19号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正については、人事院勧告に準じ、期末手当に関する給与改定を行うため、条例の改正を行うものでございます。

また、附則において、令和3年12月に支給された期末手当の一部を、6月支給する期末手当より調整額として減額をするものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条では、規則の定義を改めたことによるものでございます。

第13条では、自動車等の使用距離等の区分に応じ、2万9,500円を超えない範囲内で規則で定める額とすると改めたものでございます。

第21条では、人事院勧告に準じ、期末手当に関する支給率の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

由布市の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正については、議案第18号と同様の理由により、職員につきましても本年4月から翌年3月までの1年間、給与月額にいたしまして7級在職者は2%、6級以下、在職者は1%の減額措置を行うものでございます。

次に、議案第21号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の一部改正については、近年、頻発する災害等の作業に従事することにより、災害応急手当等の特殊勤務手当を大分県並びに他の自治体に準じて見直すことによるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第2条に、次の4号を加えるものでございます。

動物等の死体の処理作業手当、動物等の捕獲作業手当、行旅病人の保護業務手当、災害応急業務手当、以上の4号を加えて見直しを行うものでございます。

次に、議案第22号、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。

由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

本条例の改正については、地方自治法第260条の2の規定に基づく認可を受けた地縁による団体に係る証明書の証明手数料及び地番図の写し等の交付手数料を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

今回、新たに地縁団体に関する証明手数料及び税務課での地番図データ等の手数料を定めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第23号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第23号について、詳細説明をいたします。

議案第23号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、国民健康保険税の被保険者均等割額において、令

和4年4月1日から6歳以下の未就学児についてはその額を半額に軽減するとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、裏面1ページをお願いいたします。

改正文冒頭の第4条の見出し中から11行目の第22条第3号までの改正につきましては、規定の整備であります。

次に、中段12行目から2ページの1行目まで、第22条に追加する第2項につきまして説明いたします。

保険税の被保険者均等割額及び世帯平等割の減額につきましては第22条に規定しておりますが、法規定の新設に合わせまして第2項を設け、未就学児の被保険者均等割額の減額をする額を定めるものであります。

第1号は医療分の基礎課税額の均等割額、第2号は後期高齢者支援金等課税額の均等割額の減額の規定でございます。

1号、2号のアからエまでは、世帯の軽減区分に応じて未就学児の均等割額を軽減する額であります。アは7割軽減世帯、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯、エは軽減なしの世帯の軽減する額であります。

続きまして、2ページ2行目、第23条から文末附則第20項までの改正につきましては、法令、政令の改正により、所要の規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和4年4月1日、適用は令和4年度分以後の国民健康保険税についてであります。

3ページ以降につきましては、新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第24号について、詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野嘉代子君） 子育て支援課長です。

議案第24号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

現行は、職員の経過措置として施行日から令和5年3月31日までの間となっておりますが、待機児童解消のための放課後児童クラブを湯布院地域及び挾間地域に新規開設することにより、支援員さんに対する研修が2年間勤務された方でなければ受講することができないため、みなし支援員の適用期間を施行日から令和7年3月31日までの間に延期するものです。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第25号について、詳細説明を求めます。都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（一法師良市君） 都市景観推進課長です。議案第25号について、詳細説明を行います。

議案第25号、由布市都市公園条例の一部改正について。

由布市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

ページをお開きになり、新旧対照表をお願ひいたします。

この改正につきましては、条例の別表第1の26公園に対して、都市計画法に定める開発行為により寄附された由布市挾間鶴田公園以降の8公園について、本改正により追加を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第26号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（佐藤 尚也君） 消防長です。議案第26号について、詳細説明をいたします。

議案第26号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和4年2月24日提出、由布市長。

次ページをお開きください。

今回の条例改正は、基本消防団員の報酬及び費用弁償を改正するものでございます。

第13条、報酬につきましては、第1項第1号中「12万4,000円」を「12万5,000円」に、同項第2号中「8万8,000円」を「9万円」に、同項第5号中「3万円」を「3万3,000円」に、同項第6号中「2万3,000円」を「2万6,000円」に、同項第7号中「2万円」を「2万3,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

第14条、費用弁償につきましては、第1項第3号中「1,500円」を「2,000円」に改めるものでございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第27号について、詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長でございます。議案第27号の詳細説明をいたします。

議案第27号、由布市狭霧台園地の指定管理者の指定について。

由布市狭霧台園地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より、議会の議決を求める。令和4年2月24日提出、由布市長。

- 1、施設名及び所在地、由布市狭霧台園地、由布市湯布院町川上1946番地14
- 2、指定管理者、由布岳南山麓景観保全機構、代表、真崎寛彦、由布市湯布院町川南180番地4
- 3、指定管理期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4、指定条件、①施設の管理は、指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

内容を御説明いたします。

由布市狭霧台園地の指定管理者の指定については、施設の指定管理期間が令和4年3月末日をもって終了することに伴い、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者を指定管理者として選定できることになっております。

由布市指定管理者選定委員会において、引き続き由布岳南山麓景観保全機構が施設の有効利用と安定的な管理・運営ができると判断し、適任であるとして選定されたことにより、令和4年4月から4年間、指定管理者としての指定をお願いするものでございます。

添付資料としまして、資料1、由布市公の施設の指定管理者の選定に係る報告書、資料2、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書案を添付しております。

以上で、議案第27号、由布市狭霧台園地の指定管理者の指定についての詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第28号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第28号について、詳細説明をいたします。

議案第28号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度由布市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,916万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億4,656万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。令和4年2月24日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。4ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をいたしております。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正です。6ページにかけまして、23件の追加と2件の変更をお願いをいたしております。追加にあります、新型コロナウイルス緊急対策事業につきましては、大部分が国、県の補正予算成立に伴う事業であります。令和4年度までの2か年にわたっての事業実施期間となるためでございます。

11款災害復旧費につきましては、工事件数が多大であり、工期の確保、また、関係機関等との協議・調整に、不測の日数を要したことなどによるものでございます。

なお、個別事業の繰越理由につきましては、お配りしております令和3年度3月補正予算の概要の巻末に記載をしておりますので、御参照いただければと思います。

7ページにつきましては、第3表債務負担行為補正です。1件の変更をお願いをしております。

新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給は、大分県が創設した特別資金の特別融資の期間が令和4年3月31日までに延長され、それに伴い利子補給申請期限が令和8年1月末日までとなることから、債務負担行為の期間を令和7年度までに変更するものでございます。

8ページは、第4表地方債補正です。臨時財政対策債や道路整備事業など、7件の変更をお願いをしております。変更につきましては、事業費の増減などに伴うものでございます。

次に、9ページからは補正予算事項別明細書となっております。

12ページをお願いいたします。歳入でございますが、まず、1款7項1目の入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による入湯客の減少等を踏まえ、1,370万円ほど減額をしております。4款配当割交付金から9款環境性能割交付金につきましては、県から示された今年度の交付見込額により補正計上しております。

14ページをお願いいたします。12款地方交付税の普通交付税は、昨年12月に追加交付がありましたことから増額をいたしております。なお、この交付分のうち約1億4,800万円は、臨時財政対策債の償還等に対応した交付分であることから、今回、23款市債でこの分に係る臨時財政対策債の借入れを減額をしております。

15款1項5目の節区分3、保健体育施設使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少等に伴い、湯布院スポーツセンターなどの使用料を減額をしております。

16ページをお願いいたします。16款2項1目の節区分2、総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、昨年12月に配分の内示がございました地方単独事業分の一部となる2,000万円を、既決予算及び本補正予算に計上した事業に充当をしております。

18ページをお願いいたします。17款2項1目の節区分1、総務費補助金の地域活力づくり

総合補助金は、被災をした湯平温泉金の湯の浄化槽等改修事業費の増に伴い、補助金の増額をしております。

20ページをお願いいたします。18款2項1目の節区分1、土地建物売払い収入は、用途廃止した里道や県道改良に伴う用地など、普通財産の売払いで541万円、また、花合野川災害復旧工事に伴い、旧湯平小学校用地の一部の大分県への売払いで257万3,000円となっております。

20款1項1目の節区分2、基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを現計予算全額減額をしております。

22ページをお願いいたします。22款5項2目の節区分1、雑入の社会教育課は、花合野川災害復旧工事に伴い、大分県からの旧湯平小学校のプール解体等の補償金の追加分1,682万1,000円が主なもので、社会教育施設整備事業などに充当しております。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

24ページから、歳出でございます。まず、各科目において減額補正がございますが、事業費の確定や入札等による執行残、また新型コロナウイルス感染拡大の影響による不用額を減額としております。

増額補正を中心に、主な事業を御説明いたします。

41ページをお願いいたします。2款3項1目の区分2、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業は、転入転出手続のワンストップ化に係る住基情報システム改修委託料の増額が主なもので、特定財源として国庫補助金を充当しております。

45ページをお願いいたします。下段の3款1項1目の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）は、令和3年度補正予算（第8号）で計上いたしました住民税非課税世帯等への給付事業について、対象世帯数の増加を見込み、給付金及び事務費を追加計上しており、全額国庫補助金を充当しております。

49ページをお願いいたします。3款1項3目の区分1、自立支援事業の障害福祉サービス費負担金は、サービス利用者の増加に伴う増額で、特定財源として国2分の1、県4分の1の補助金を充当しております。

53ページをお願いいたします。3款2項1目の区分5、新型コロナウイルス緊急対策事業（子育て世帯臨時特別給付離婚世帯分）は、離婚等の理由により新たな養育者となった方へ、子ども1人につき10万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金で、全額国庫補助金を充当しております。

3款2項2目の区分2、保育所活動推進事業の18節、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金550万9,000円は、保育士等の処遇改善のため令和4年2月から収入を

3%程度引き上げるための措置に伴う補助金で、特定財源として全額国庫財源を伴う県補助金を充当しております。

区分3、児童健全育成事業の18節、放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金220万円は、保育士等の処遇改善と同様の措置に伴う補助金で、特定財源として全額国庫財源を伴う県補助金を充当しております。

67ページをお願いいたします。6款1項3目の区分3、集落営農促進事業の担い手確保・経営強化支援事業費補助金は、農業経営の発展を図る集落営農法人に対し農業機械の導入を支援するもので、補助割合は国庫財源を伴う県補助金2分の1、法人が2分の1となっております。

69ページをお願いいたします。区分5、農地中間管理事業は、機構集積協力金及び農地集積・集約化促進交付金で、全額県補助金を充当しております。

71ページをお願いいたします。6款1項5目の区分2、県営基盤整備事業の県営経営体育成基盤整備事業負担金1,400万円と、水田畑地化推進基盤整備事業負担金210万円は、国の補正予算に係る事業費の増額に伴い負担金を増額をするものです。

6款2項1目の区分2、鳥獣被害総合対策事業の有害鳥獣捕獲事業補助金は、実績及び見込みに基づき増額をするもので、県支出金も増額をいたしております。

105ページをお願いいたします。13款2項1目の区分1、基金積立事業の財政調整基金積立金は、本補正の収支の均衡を図るため、歳入での財政調整基金繰入金の現計予算全額の減額と合わせて基金に積み立てるものでございます。

なお、参考値でございますが、令和3年度末の財政調整基金残高は、29億4,000万円ほどの見込みとなっております。

その下、子ども及び高校生等医療費助成事業基金積立金は、全額特定防衛施設周辺整備等事業費補助金を財源にして、基金に積み立てるものです。また、新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金積立金は、特別融資期間の延長に伴い、後年度負担の利子補給の原資として基金に積み立てるもので、財源として地方創生臨時交付金900万円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第29号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第29号について、詳細説明をいたします。

議案第29号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,944万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,037万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年2月24日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、国、県支出金の交付決定及び事業実績の見込みに伴う繰入金の調整を行うものでございます。

事項別明細書等により説明させていただきます。

6、7ページの歳入を御覧ください。5款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症による保険税の減免措置に対する災害臨時特例補助金であります。239万1,000円を追加するものであります。

6款1項県負担金は、特定健康診査等に係る負担金の額の確定に伴いまして、184万2,000円を増額するものであります。

6款2項1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増額及び補助金の額の決定に伴いまして、1億9,532万4,000円を増額するものであります。区分1の普通交付金は、歳出の2款保険給付費に充てられるもので、事業の増額に伴いまして2億67万5,000円を追加するもので、区分2、特別交付金は、交付金決定見込額により535万1,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

8、9ページをお願いいたします。1款総務費は、不用額を減額するものであります。1項総務管理費は特別旅費を、3項の運営協議会費は報酬を、それぞれ減額するもので、財源のその他につきましては一般会計繰入金であります。

下段の2款1項1目一般被保険者療養給付費及び、次のページの上段2項1目一般被保険者高額療養費は、給付実績及び今後の見込みによりまして増額するものであります。財源は、県補助金の普通交付金であります。

10ページの中段3款3項1目介護納付金は、財源の組替えでございます。一般財源を減額し、国庫補助金の災害臨時特例補助金を充てるものです。

下段の4款1項1目特定健康診査等事業費及び、12、13ページの2項1目保健衛生普及費は、事業実績等の見込みにより不用額を減額するものであります。

12、13ページ下段の5款1項1目基金積立金は、205万5,000円を増額するものであります。

次に、14、15ページをお願いいたします。7款1項5目保険給付費等交付金償還金は、県補助金の保険者努力支援制度交付金及び国の特別調整交付金の令和2年度分の額の確定に伴う精算金であります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第30号について、説明を願います。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第30号について、詳細説明をいたします。

議案第30号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,945万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年2月24日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。

まず、歳入ですが、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。1款保険料につきましては、直近の調定見込額等に基づき4,399万円を増額するものです。

3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、8、9ページの5款県支出金の1項1目介護給付費負担金、7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込額の増額に伴い、予算の増額をお願いするものです。

6、7ページにお戻りいただきまして、3款2項4目保険者機能強化推進交付金、同5目保険者努力支援交付金につきましては、額の決定に伴いまして増額分として計上しております。

8、9ページをお願いいたします。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、地域支援事業費等の減額等に伴い、減額をお願いするものです。

次に、歳出になります。10、11ページをお願いいたします。1款総務費は、不用額を減額するものです。1項の総務管理費は、研修会がオンライン開催になったことによる旅費の減額、3項の介護認定調査会費は、認定期間の延長申請等により主治医意見書の作成料を減額するものです。

下段2款1項1目介護サービス等諸費から、14、15ページ上段2款4項1目高額介護サービス等費につきましては、各サービスの必要見込額の増加に伴い、予算増額をお願いするものです。

14、15ページをお願いいたします。下段2款6項1目市町村特別給付費につきましては、必要見込額の減額に伴い、在宅高齢者のおむつ等購入補助金を減額するものです。

16、17ページをお願いします。中段2款7項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所サービスの必要見込額の減額に伴い、介護サービス負担金を減額するものです。

3款1項1目介護給付費準備金積立金につきましては、地域支援事業費の必要見込額の減額等

に伴い、基金に積立てをするものでございます。

18、19ページ、4款地域支援事業費ですが、上段1目、介護予防・生活支援サービス事業費の短期集中C型サービス事業委託料554万9,000円、並びに中段1目一般介護予防事業費の健康応援団等事業謝金308万7,000円、事業所提案型介護予防教室委託料238万円につきましては、コロナ禍で対象者の減少による不用見込分の減額に伴う予算減額をお願いするものです。

同ページ下段4目任意事業費の報酬共済費につきましては、リハ職の会計年度任用職員の欠員により、不用分を減額するものです。

この、4款地域支援事業費の減額に伴い、歳入6ページから9ページの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等をそれぞれの負担割合により減額しております。

以上で、第30号の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第31号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第31号について、詳細説明をいたします。

議案第31号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,798万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年2月24日提出、由布市長。

事項別明細書により、説明させていただきます。

歳出の8、9ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金及び2目還付加算金につきましては、保険料還付金の執行見込み等によりまして、不用額を減額するものであります。償還金及び還付加算金の項の計で54万円の減額であります。

財源のその他につきましては、前のページ、歳入の5款2項1目保険料還付金及び2目還付加算金であります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第32号について、詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（大嶋 陽一君） 環境課長です。議案第32号について、詳細説明をいたします。

議案第32号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和4年2月24日提出、由布市長。

6ページ、7ページを御覧ください。歳入でございます。1款1項1目農業集落排水負担金は、事業所1件、一般家庭1件、合計2件の新規加入があったため、加入負担金を147万6,000円増額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、歳入と歳出を同額とするため147万6,000円減額するものでございます。

以上で、議案第32号の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第33号について、詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保 暁君） 水道課長です。議案第33号について、詳細説明をいたします。

議案第33号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度由布市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額マイナス2,310万2,000円、計8億8,796万9,000円。支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナス982万5,000円、計8億3,676万2,000円。

2ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億983万円」を「不足する額3億761万3,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億983万円」を「過年度分損益勘定留保資金3億761万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス7,848万8,000円、計2億3,511万9,000円。支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナス8,070万5,000円、計5億4,273万2,000円。

第4条、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事項、薬品購入業務。期間、令和4年度中。限度額1,437万7,000円。

第5条、予算第6条中、起債の目的、建設改良事業、限度額「2億1,920万円」を「1億5,080万円」に、地方公営企業災害復旧事業、限度額「1,360万円」を「620万円」に改める。

第6条、予算第10条中、「2億2,536万8,000円」を「2億2,519万9,000円」

に改め、同条第1号中「1億9,111万8,000円」を「1億9,094万9,000円」に改める。令和4年2月24日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、6ページをお開きください。

主な事項について、御説明をさせていただきます。

まず収益的収入でございます。1款1項1目1節水道料金の減額補正につきましては、実績によるものではございますが、減額の要因としては新型コロナウイルスの影響が考えられます。

次に、7ページをお願いいたします。収益的支出でございます。2款1項1目15節委託料につきましては、入札に伴う減でございます。

次に、8ページをお願いいたします。資本的収入でございます。3款1項1目企業債の減額補正につきましては、工事進捗状況による水道事業債の減額でございます。

次に、資本的支出でございます。4款1項1目15節委託料の減額につきましては、主な要因として、県道別府挾間線改良工事の道路用地確保が本年度困難になったことから、県道別府挾間線改良工事に伴う送配水管布設替え工事实設計委託料の減によるものでございます。

4款1項1目30節請負工事費減額の補正につきましては、主な要因として、道路改良の進捗による西谷桑鶴線改良工事に伴う、配水管更新工事の減額及び入札に伴う減によるものでございます。

9ページは、債務負担行為に関する調書です。10ページは、地方債の調書です。それぞれ内容を記載しておりますので、御一読をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、議案第33号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第34号から議案第39号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第1号から諮問第2号並びに議案第1号から議案第11号までの人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることを決定しました。

まず、日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第15、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第2号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第17、議案第1号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することを決定しました。

次に、日程第18、議案第2号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とい

たします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第19、議案第3号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、議案第4号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21、議案第5号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、議案第6号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23、議案第7号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第24、議案第8号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第25、議案第9号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、議案第10号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題と

します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第27、議案第11号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） なしと認めます。質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（長谷川建策君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月2日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告追加分の提出締切りは明日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれで散会します。大変御苦勞でございました。

午後0時30分散会

-----